

CIRCLE OF WORK

未来のために、ともに働く仲間がいる。

裁判所職員採用案内

● 裁判所事務官 ● 裁判所書記官 ● 家庭裁判所調査官

CIRCLE OF WORK

未来のために、ともに働く仲間がいる。

01 インフォメーション

裁判所の組織	04
採用試験	05

02 裁判所で活躍する Professional

職種紹介	06
キャリアパス・待遇	07
裁判所事務官	08
裁判所書記官	10
家庭裁判所調査官	12

03 チームで働く

Special Contents	
裁判所事務官・裁判所書記官	14
家庭裁判所調査官	16

04 職員からのMessage

若手職員の声	18
裁判所の総合職	22
Special Contents	
裁判官	24
幹部職員	26
外部機関への出向	28
在外研究	29
ワークライフバランス	30

05 研修制度

仲間と共に学び、成長する	32
家庭裁判所調査官養成課程	33
裁判所書記官養成課程 第一部研修生	34
裁判所書記官養成課程 第二部研修生	35

※ 本パンフレットに登場する職員の所属・官職は、全て令和7年7月1日現在のものです。
※掲載写真は、本パンフレット用に撮影したイメージ写真です。

MESSAGE



私にとっての仲間とは 「お互いに認め合える存在」です。

裁判所は適正迅速な裁判の実現が使命であり、一つ一つの案件に真摯に向き合い誠実に対応することによって、国民の信頼を得るとともに、より質の高い裁判を目指して日々努力を重ねています。裁判には、裁判官、書記官、事務官、家裁調査官等の多様な職種が関与していますが、各職種が職種内でも職種を超えても十分に連携・協働する、すなわち、お互いの役割を理解、尊重しつつ率直に意見交換し、最適な結論を導き実践することによって初めて所期の目的が達成されます。このような姿勢は、裁判を支える根底として、世代や時代を超えて受け継がれています。

デジタル化という大きな変革期において、私たちには、司法の一翼を担う一員として、主体的・自律的かつ柔軟に、周囲と協調しながらより質の高い裁判の実現に寄与することが求められています。皆さんが新しい仲間として連携・協働の輪に加わり、未来の裁判所を共に創造していくことを心からお待ちしています。

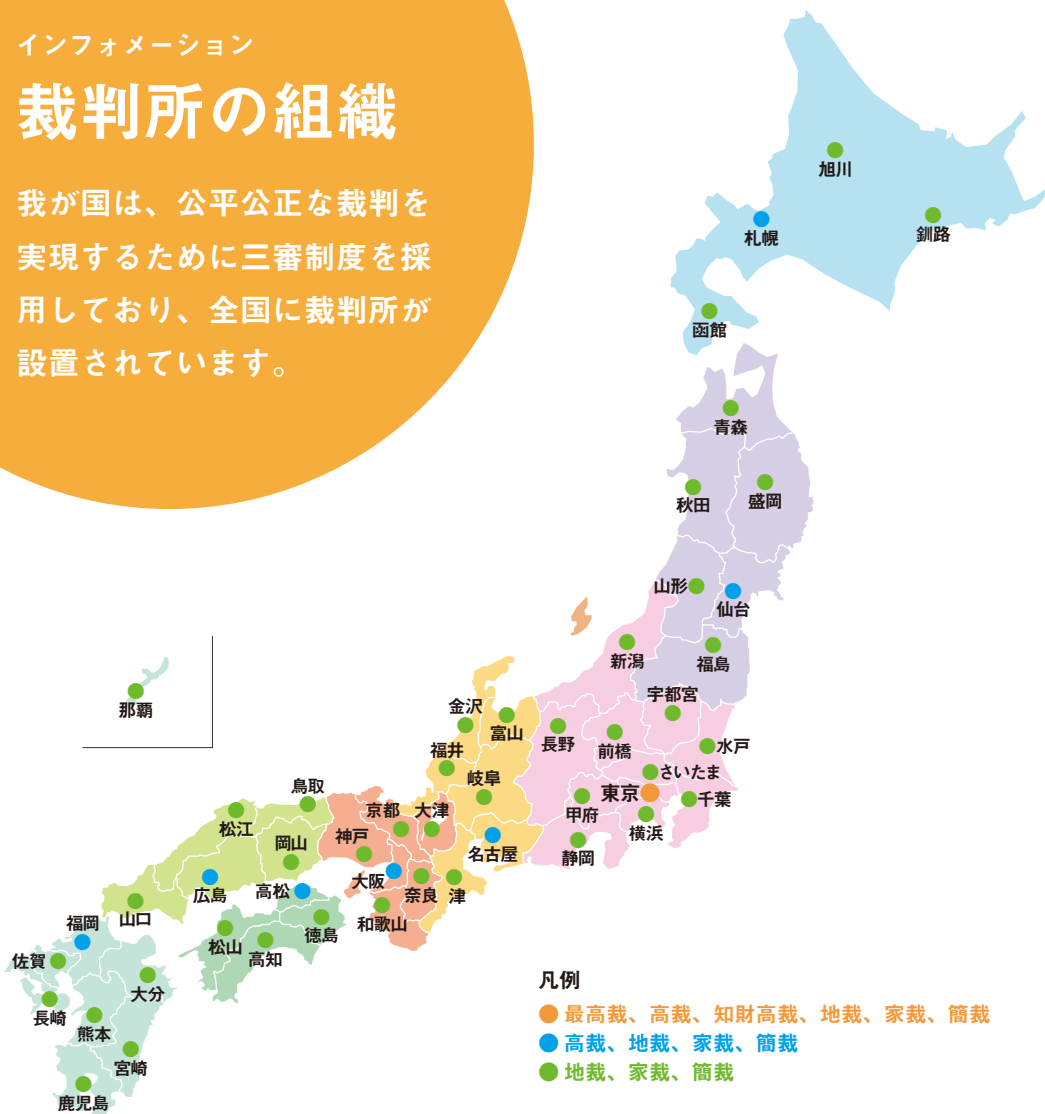
最高裁判所
大法廷首席書記官

定久 朋宏

インフォメーション

裁判所の組織

我が国は、公平公正な裁判を実現するために三審制度を採用しており、全国に裁判所が設置されています。



裁判所の種類

最高裁判所

高等裁判所の裁判に対してされた不服申立て（上告等）を取り扱う最上級、最終の裁判所です。



高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判に対してされた不服申立て（控訴等）を取り扱います。

本庁8庁(支部6庁) 東京(知的財産)、大阪、名古屋(金沢)、広島(岡山・松江)、福岡(宮崎・那覇)、札幌、高松



地方裁判所

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。

本庁50庁 都道府県庁のある47か所のほか 函館、旭川、釧路の3か所

支部203庁

家庭裁判所

家事事件、少年事件、人事訴訟事件などを取り扱います。

本庁50庁 都道府県庁のある47か所のほか 函館、旭川、釧路の3か所

支部203庁 出張所77か所

控訴 民事

簡易裁判所

438庁

争いとなっている金額が比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件のほか、民事調停も取り扱います。

任地について

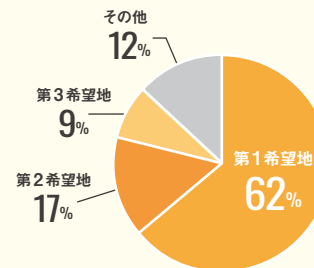
総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の家裁裁判所のうち、大規模庁の中から採用庁が決定されます。採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

Point

採用者の88%が第3希望以上で採用されています！

右のグラフは令和6年度一般職試験に合格し、令和7年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。



裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

裁判所事務官

総合職試験（裁判所事務官）、一般職試験（大卒程度区分）は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法学を専攻していない方も多く合格しています。なお、第1次試験専門試験（多肢選択式）では、行政法、刑法、経済理論の中から1科目を選択することができます。

Point 大学で法学を専攻していない方も多く合格しています！

受験資格	総合職試験（裁判所事務官）		一般職試験（裁判所事務官）	
	（院卒者区分）	（大卒程度区分）	（大卒程度区分）	（高卒者区分）
受験資格	30歳未満※であって院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満※の者	21歳以上30歳未満※の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者 <small>（中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可）</small>
第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）			
	専門試験（多肢選択式）			作文試験
第2次試験	政策論文試験（記述式）		論文試験（小論文）	人物試験（個別面接）
	論文試験（小論文、特例希望者のみ）			
	専門試験（記述式）			
第3次試験	人物試験（個別面接）		人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）
	人物試験（集団討論及び個別面接）			

総合職試験（裁判所事務官）は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験（裁判所事務官）は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。
※年齢は、受験する年の4月1日現在

総合職試験（裁判所事務官）の特例制度について

総合職試験（裁判所事務官）の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験（大卒程度区分）受験者としての可否判定も受けることができる制度です。特例の希望の有無が可否に影響することはありません。

家庭裁判所調査官補

総合職試験（家庭裁判所調査官補）の専門試験は、心理学、教育学、福祉、社会学、法律学の5領域15題から、試験当日に問題を見た上で、任意の2題を選択して受験できます。

Point 様々な学部出身の方が合格しています！！

受験資格	総合職試験（家庭裁判所調査官補）	
	（院卒者区分）	（大卒程度区分）
受験資格	30歳未満※であって院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満※の者
第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）	
第2次試験	政策論文試験（記述式）	
	専門試験（記述式）	
	人物試験Ⅰ（個別面接）	
	人物試験Ⅱ（集団討論及び個別面接）	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

受験案内について

総合職試験及び一般職試験（大卒程度区分）の受験案内は2月中旬頃、一般職試験（高卒者区分）の受験案内は5月下旬頃から裁判所ウェブサイトに掲載します。

試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

Check

裁判所ウェブサイトにも、試験内容の詳細を掲載しています。そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題など、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。



裁判所で活躍する Professional

職種紹介

より良い司法サービスを提供するため、裁判所では、裁判官、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった様々な職種が連携しながら、「適正・迅速な裁判」を実現しています。



裁判所事務官

適正・迅速な裁判の
実現を支える

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では、裁判所書記官のもとで各種の裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において事務全般に従事しており、様々な部署で活躍しています。



裁判所書記官

裁判手続の
プロフェッショナル

裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており（裁判所法第 60 条）、裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができません。裁判所書記官は、その権限に基づき、法廷立会、調書作成等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。

※裁判所書記官になるためには、裁判所事務官等として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約 1~2 年の研修を受ける必要があります。



家庭裁判所調査官

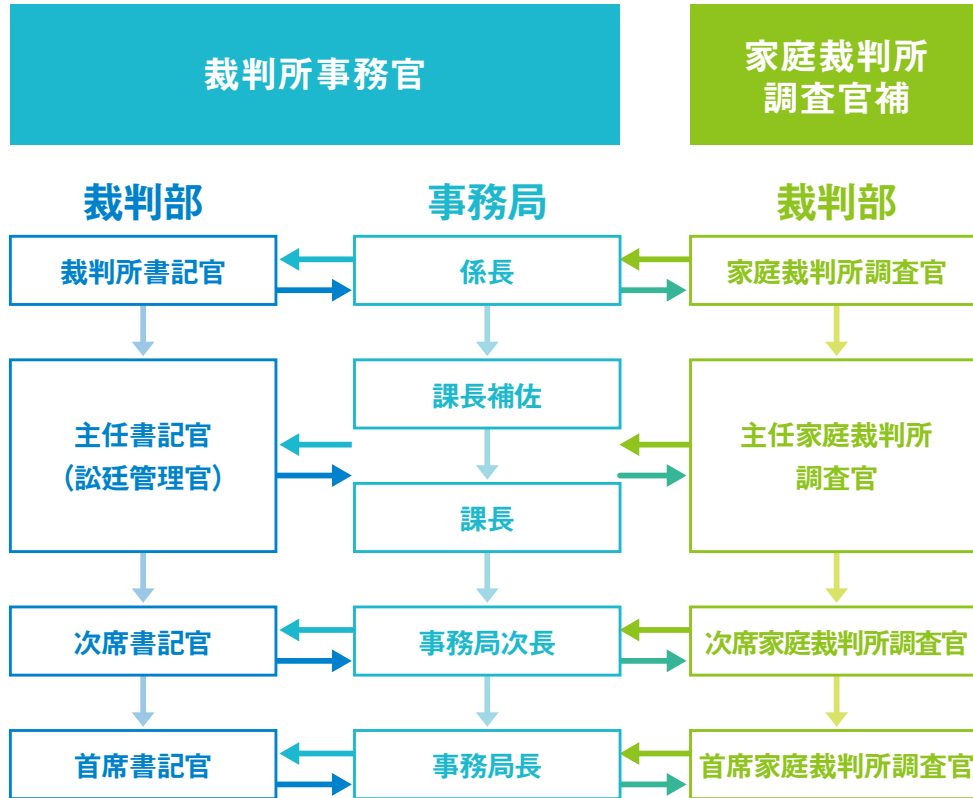
家庭や非行の問題解決の
プロフェッショナル

家庭裁判所では、法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、例えば、離婚、親子交流(面会交流)等の当事者やその子どもと面接し、その意向や心情などについて調査を行ったり、非行を起こした少年やその保護者と面接し、非行に至った経緯や動機、少年の性格や行動傾向、生育歴、生活環境などについて調査を行います。

※家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約 2 年間の研修を受ける必要があります。

キャリアパス・待遇

裁判所では、学歴や採用年次等にとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。



※上記は、地方裁判所及び家庭裁判所を基準としたキャリアイメージです。
 ※異動、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

Column 採用後の異動

総合職試験（裁判所事務官）又は一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内で勤務することになります。この点は、総合職と一般職とで違いはありませんが、総合職は、所属の高等裁判所所在地

での勤務が中心となり、また、多くの総合職は最高裁判所での勤務も経験しています（なお、一般職として採用された場合でも、本人の希望状況等に応じて、最高裁判所で勤務することもあります）。異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験（家庭裁判所調査官補）に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。大規模庁で採用された後は、人材育成等の観点から、概ね3年を目安に小規模庁—中規模庁—希望庁又はその周辺庁の順に異動していくことが一般的です。その後は、地域の実情や上位ポストへの昇進などに応じた異動が行われます。

給与 ※国家公務員試験採用者と同じです。

初任給	総合職試験（院卒者区分）	293,760円（行政職俸給表（一）2級11号俸）
	総合職試験（大卒程度区分）	276,000円（同2級1号俸）
	一般職試験（大卒程度区分）	264,000円（同1級25号俸）
	一般職試験（高卒者区分）	225,600円（同1級5号俸）

諸手当	期末・勤勉手当	俸給等の約4.6月分/年
	通勤手当	上限150,000円/月
	住居手当	上限28,000円/月
	その他	扶養手当、超過勤務手当など

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。
 ※上記の内容は令和7年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。最新の情報はウェブサイトをご覧ください。
 ※試験の種別については、P5を参照してください。

勤務時間・休暇・福利厚生 ※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間 1日：7時間45分

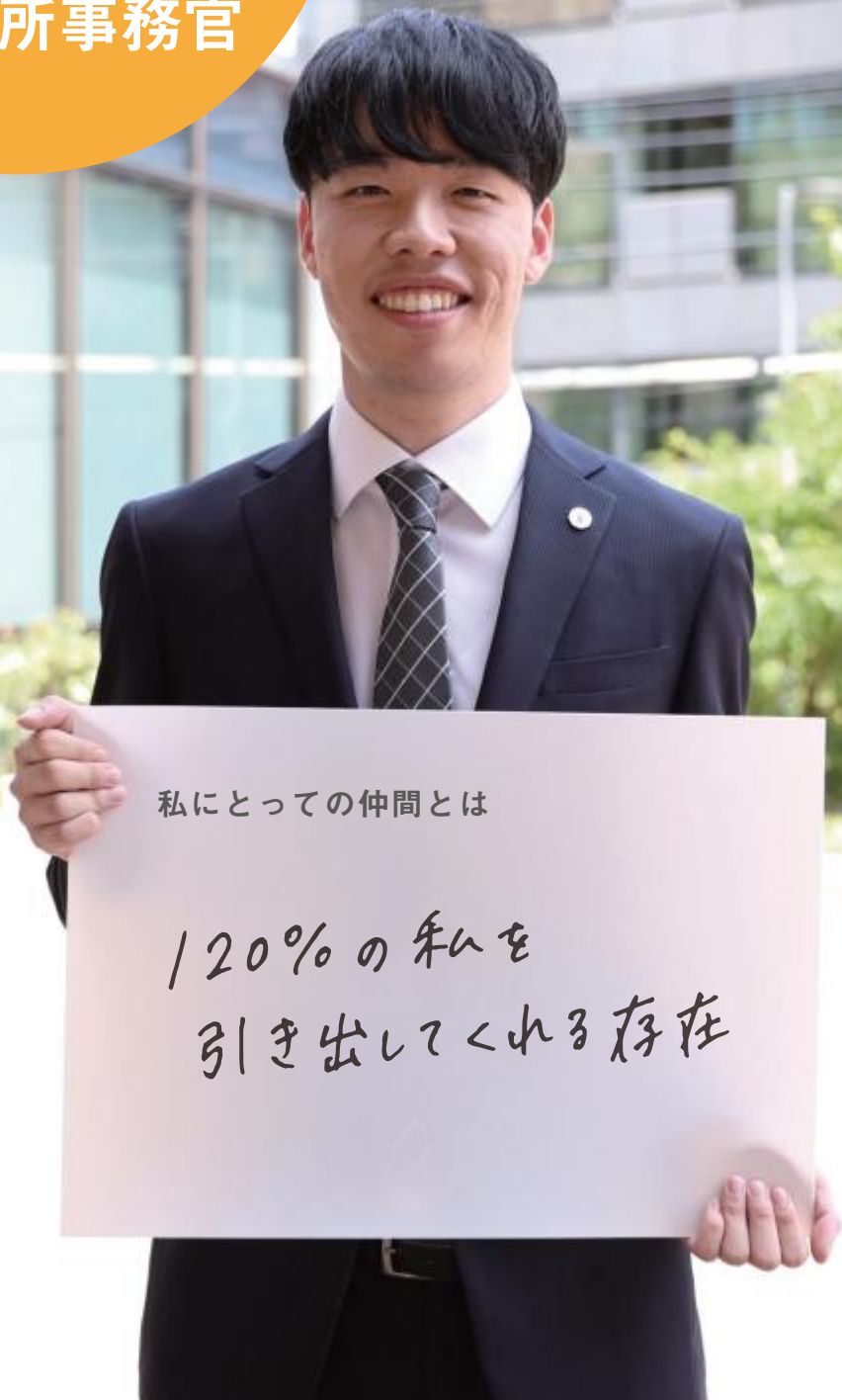
休日 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

休暇 年次休暇：年間20日 ※4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し。
 特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引など）、病気休暇、介護休暇、介護時間

福利厚生 共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険制度及び年金制度が用意されています。また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

02 裁判所で活躍する
Professional

裁判所事務官



私にとっての仲間とは

120%の私を
引き出してくれる存在

大阪地方裁判所 裁判所事務官

R6採用

略歴 ● R6 大阪地方裁判所裁判所事務官(採用)

幅広い業務で、 裁判の円滑な進行を支える。

私は大阪地方裁判所第2刑事部で事務官として、書記官の仕事を補助する事務を行っています。具体的には、訴訟関係書類の授受や法廷の準備、来庁者の対応などです。事務官の仕事は、裁判の手續に幅広く関係しているため、自分の仕事が裁判手續の進行を支えていることを意識しながら仕事をしています。採用された当初は、事務官がどのような仕事をしているのか具体的にイメージすることができず、不安に感じていました。しかし、分からないことがあれば上司や先輩が仕事の目的や根拠を丁寧に教えてくれたので、すぐに自信を持って仕事ができるようになりました。現在は、先輩方の姿勢を見習い、一つ一つの仕事に責任を持って取り組んでいます。

チームの一員として部署全体の力になる。

裁判の円滑な進行のためには、裁判官・書記官・事務官が一体となって連携することが欠かせません。私はチームの一員として、自分にできることは何かを常に考えながら、部署全体の力にな

SCHEDULE 1日のスケジュール

8:30



始業

メールやスケジュールを確認し、その日の期日や必要な準備をチェックします。

9:00



開廷準備

その日に使用する法廷を開錠し、開廷表を掲示します。

10:00



事件の処理

部で新しく担当する事件について、システムに情報を入力したり、必要な書面を作成したりします。

れるように意識しています。

特に裁判員裁判事件では、裁判員の方が審理に参加するため、準備することも多く、部内の連携が一層重要になります。私も事務官として、業務の進捗を積極的に共有し、先を見通して行動することを心掛けています。そのような姿勢が評価され、任せてもらえる仕事が増えたり、裁判官や書記官から感謝されたりするときに大きなやりがいを感じます。

仲間と起こした改善の成果が 励みと成長につながった。

また、昨年度は刑事部の若手事務官が自主的に連携し、部署ごとに異なっていた事務を見直して、より効率的で合理的な方法話し合い「部署の垣根を越えた事務の標準化」に取り組みました。その結果、事務が統一され、現在も多くの部署でその成果が活用されています。自分達の取組が組織全体の事務の改善に繋がったことは大きな励みとなり、この取組を通して自分自身の成長も感じることができました。この経験を活かして、これからも、周囲と協力しながら落ち着いて柔軟な対応ができる書記官への任官を目指して努力していきます。



Private Time

終業後は同期とよく食事に行っています。休日は映画鑑賞や美術館巡り、英会話教室など趣味に没頭しています。休暇を取得しやすい職場で、昨年は沖縄旅行にも行きました。プライベートの時間を十分に満喫することで、仕事にもメリハリをつけて取り組んでいます。



12:15

昼食

お弁当を食べ、リラックスして過ごします。同期や同僚とランチに出かけることもあります。

13:00

郵便物処理

郵便物の開封や発送を行います。中には裁判の進行に直結する重要な書類もあるため、慎重に取り扱います。

15:00

窓口対応

来庁者から提出された書面を受け取り、形式的な間違いがないかを確認した上で書記官に引き継ぎます。

17:00

終業

翌日の予定を確認して退庁します。



私にとっての仲間とは

共通の目的に
向かって支えあい、
信頼でつながる存在

鹿児島地方裁判所 裁判所書記官

H31採用

- 略歴
- H31 鹿児島地方裁判所加治木支部裁判所事務官(採用)
 - R5 現職

紛争解決の先に得られる達成感。

私は現在、民事訴訟事件を取り扱う、民事立会係で働いています。民事訴訟手続は、個人や企業間の法的な紛争の解決を図る手続です。裁判官は、双方の主張を聴き、提出された証拠を調べて判断を行います。書記官は、裁判官と協働し、その審理や判決が適正・迅速に実現されるために、法廷で行われた手続や内容を法律的に構成した上で調書にまとめるなどして、裁判手続に関する記録等を作成します。当事者等の準備状況を確認したり、提出書面に不備があれば補正を促したりして、事件の進行管理も行います。当事者に対しては、手続の説明や、問合せへの対応も行います。

紛争を抱え、不安や緊張など、さまざまな感情を持つ当事者には、分かりやすく丁寧な説明を行うことを常に意識しています。その中で感謝の気持ちを伝えられたときには、大きなやりがいを感じます。また、双方が納得する形で紛争が解決し、新たな一歩を踏み出す姿を見ると、その事件に関与した書記官として達成感があります。

SCHEDULE 1日のスケジュール

8:30

始業

部内でミーティングを行い、各自当日の業務や裁判期日の予定を確認します。

10:00


裁判官との 打合せ

当日の裁判期日の手続内容や進行予定を事前に確認し、円滑な審理に備えます。

11:00

期日への 立会い

裁判期日に立ち会い、適正な手続の実施を支えます。



一人で抱え込むことなく、 仲間と支えあう環境。

日々の業務には、同じ部で働く裁判官、書記官や事務官とも連携して取り組んでいます。悩みや疑問が生じた際、部内で議論を重ねながら考えを整理したり、助言を受けてそれを活かしたりするなどして、一人で抱え込むことがなく、安心して働くことができます。支えあえる体制が整っていることも、裁判所の魅力です。

信頼される職員を目指し、 自己研鑽を重ねたい。

民事訴訟手続は、デジタル化という大きな変革の時期にあります。これに伴い、裁判所職員の

業務も見直され、大きく変わろうとしています。裁判手続の利便性向上や事務処理の合理化に向けて、日常の執務の中での気づきを主体的に発信し、そのアイデアについて裁判官や他の職員と意見交換を行うなど、相互に協力しながら継続的な改善に取り組んでいます。今後も、専門的な知識を深め、それを実務に活かすだけでなく、周囲への思いやりも忘れずに、信頼される職員を目指し、自己研鑽を重ねていきたいと考えています。

12:15

昼食

果物を意識して食べ、リラックスした時間を過ごしています。

13:30

調書作成

必要な事項を記載した調書を作成します。

15:00

期日準備

裁判官との連携の下、提出された書面を確認し、不備があれば補正を促します。

17:00

終業

翌日の裁判期日の予定や準備事項を確認し、退庁します。

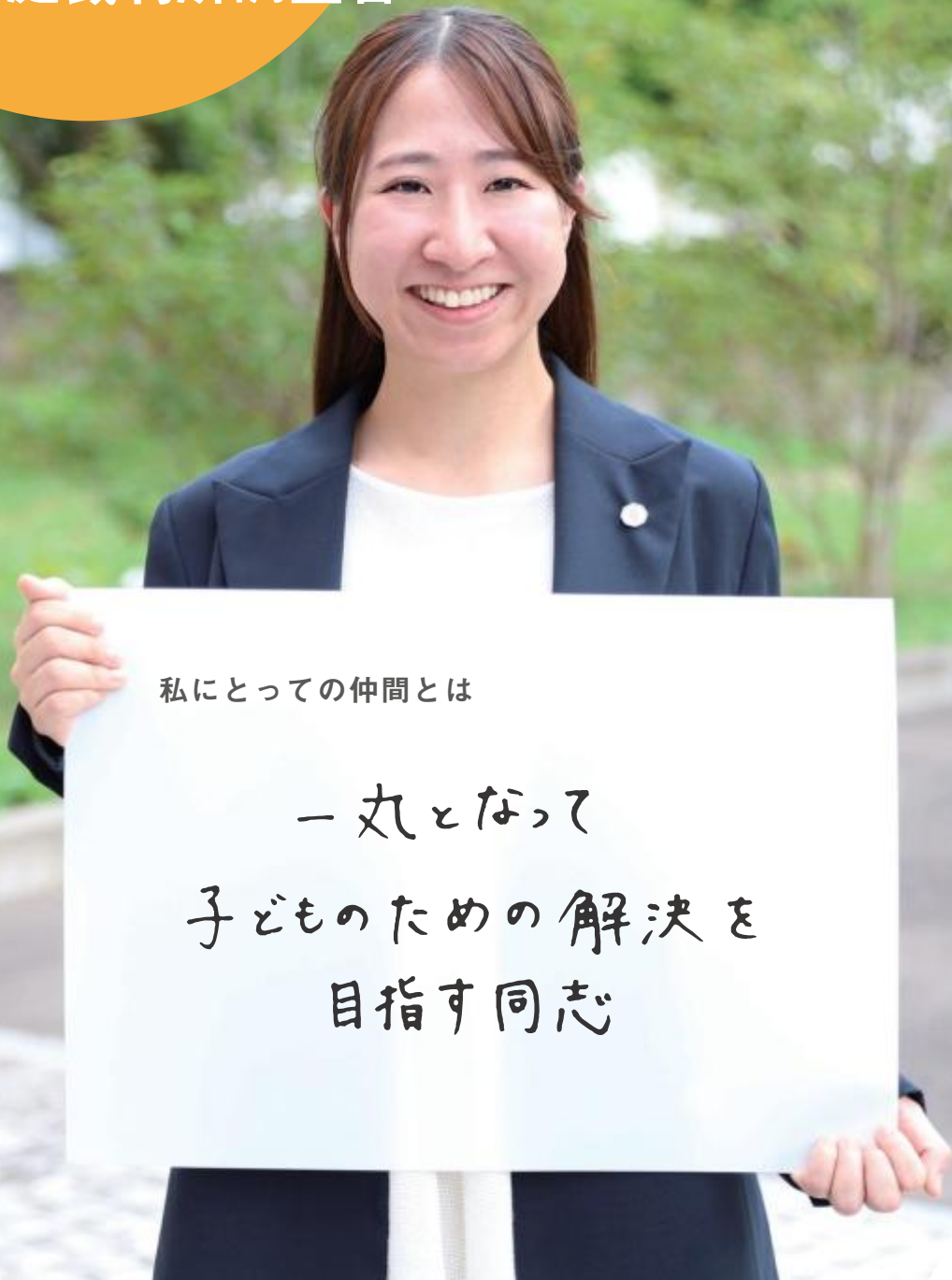


Private Time

ワークライフバランスが充実しており、メリハリのある働き方が可能です。休日は、ピラティスをしたり、ドライブを楽しんだりしています。心身ともにリフレッシュすることにより、心に余裕ができ、日々の仕事に良い影響を与えています。



家庭裁判所調査官



私にとっての仲間とは

一丸となって
子どものための解決を
目指す同志

仙台家庭裁判所 家庭裁判所調査官

H28採用

- 略歴
- H28 さいたま家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
 - H30 福島家庭裁判所いわき支部家庭裁判所調査官
 - R6 現職

子どもの福祉のため望ましい解決を探る。

私は現在、家事事件を担当しています。家事事件は多種多様ですが、家裁調査官は、親権や親子の交流、児童虐待、養子縁組など、子どもの福祉に関わる事件を中心に関与します。当事者や子どもから話を聞いたり、家庭訪問をしたり、保育園や学校など子どもと関わっている機関から話を聞いたりして、子どもの状況や心情を調査し、子どもの福祉のために望ましい解決を探ります。また、当事者への子どもの福祉に関するガイダンスを実施したり、親子の交流の援助をしたりして、子どもにとって最善の解決になるように調整を図ることもあります。

難しさを越えたとき、やりがいがある。

家事事件では、家裁調査官がどのタイミングでどのような調査や働き掛けをしたら紛争の解決につながるのか、事案に応じて考える必要があります。その難しさを感じることもあります。また、当事者や子どもと直接関わりながら事件と向き合うことができることは、家裁調査官の仕事の魅力ですが、一方で、当事者や

SCHEDULE 1日のスケジュール

8:45

始業

スケジュールや事件記録を確認し、調停の立会や調査面接の準備をします。

9:00

ケース会議

チームで担当事件の進行状況を共有したり、調査の方針について意見を出し合ったりします。

10:00

調停立会

裁判官、調停委員と相談しながら調査の検討や、合意に向けた当事者への働き掛けを行います。

子どもにとって重要な局面に立ち会うことも多く、その責任の重さを感じます。時には、当事者や子どもの複雑な思いを受け止めることの大変さを感じることもあります。悩みながら事件に向き合うからこそ、調査や働き掛けが子どもにとっての最善の解決への一助となった際には、やりがいを感じます。

支えられた経験を、次は後輩につなぐ。

また、調査の様々な場面で家裁調査官同士のチームで検討し、裁判官や書記官、調停委員のほか、児童相談所等の関係機関とも協力しながら進めているので、事件を一人で抱え込むことはありません。チーム内では、日常的に、調査に必要な知見や工夫を共有しながら、調査の進め方や調査結果について検討しています。



多角的な視点から事件を捉え、より深く理解することができるので、仲間がいることは私にとって心強いです。

現在、家裁調査官補の指導を担当しています。これまで自分を支えてくれた先輩方のように、仲間として一緒に事件に向き合いながら、成長を支えていけたらと思っています。



Private Time

裁判所は休暇も取りやすく、定期的に休暇を取ってリフレッシュの時間に充てています。結婚した際はまとまった休暇を取れる制度を利用して、新婚旅行にも行きました。夫婦そろってお酒が好きなので、週末は行きつけのお店や、グルメフェスに行ったり、お家パーティーをしたりしてお酒を嗜んでいます。

12:15

昼食

お弁当を食べながら上司や同僚と談笑したり、ゆっくり休んだりします。

13:00

報告書作成

担当事件の調査報告書を作成します。

15:00

家庭訪問調査

子どもの生活状況を調査するために、子どもが住んでいる当事者宅に出張します。

17:15

終業

出張先から戻り、調査のメモの整理や明日の予定の確認をしてから退庁します。



チームで働く 裁判所事務官・裁判所書記官

主任
書記官

書記官

事務官

松山地方裁判所 主任書記官

H23 採用

- 略歴
- H23 宇和島簡易裁判所裁判所事務官(採用)
 - H27 松山地方裁判所裁判所書記官
 - R6 最高裁判所事務総局総務局係長
 - R7 現職

松山地方裁判所 裁判所事務官

R6 採用

- 略歴
- R6 松山地方裁判所裁判所事務官(採用)

松山地方裁判所 裁判所書記官

H29 採用

- 略歴
- H29 松山地方裁判所裁判所事務官(採用)
 - R5 現職

私たちにとっての仲間とは

共に高め合い、共に支え合う

Q1 現在の仕事の概要・職場の雰囲気は？



私たちの所属する民事部立会係では民事訴訟事件を担当していますが、普段、二人はどのように協力して事務を進めていますか。



私は、書記官として、裁判期日立会や、調書の作成などをしてしていますが、他にも裁判所に提出された書面の受付や郵便物の発送、窓口対応、弁護士や訴訟当事者への連絡など様々な事務があって、書記官一人だけで全ての事務を行うことはできないので、事務官にサポートをしています。



最近ではデジタルツールを利用して、受け付けた書面を私から裁判官に共有したりもしています。事務で分からないことがあったら、いつでも聞ける雰囲気があるので、働きやすい環境だと思います。



私は管理職として、皆さんの仕事が上手くまわるように、他の部署と連携をとりながら、色々検討をしています。皆さんが働きやすい環境を整えたいと思っていますので、気になることがあれば遠慮なく教えてくださいね。

Q2 これからの目標は？



ちなみに、二人にはこれからの目標などはありますか。



まずは、裁判所の目標である適正迅速な裁判の実現に向けて正確な事務を行っていきたいです。そして、将来は、周りにいる書記官の方たちのような書記官になりたいです。



書記官はより専門性の高い職種となりますので、また違ったやりがいを感じられると思います。



民事訴訟の分野では、事件記録の電子化などを含め手続の全面的なデジタル化が予定されているので、現場の書記官として、積極的に取り組んでいきたいです。



裁判手続のデジタル化が進むにつれて、裁判手続の進め方やそれを支える事務のあり方について、検討する機会が増えたと思います。私自身も、訴訟当事者はもちろん一緒に働いている皆さんが利用しやすいような仕組みづくりを考えていきたいと思っています。デジタル化に限らず、より良い司法サービスを提供し続けるために、みんなで協力して取り組みましょうね。



チームで働く 家庭裁判所調査官

主任
家庭裁判所
調査官

家庭裁判所
調査官

家庭裁判所
調査官

広島家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官
H19採用

- 略歴
- H19 那覇家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
 - H21 那覇家庭裁判所家庭裁判所調査官
 - R3 広島家庭裁判所三次支部主任家庭裁判所調査官
 - R6 現職

広島家庭裁判所 家庭裁判所調査官
H28採用

- 略歴
- H28 大阪家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
 - H30 名古屋家庭裁判所一宮支部家庭裁判所調査官
 - R6 現職

広島家庭裁判所 家庭裁判所調査官
H24採用

- 略歴
- H24 大阪家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
 - H26 水戸家庭裁判所下妻支部家庭裁判所調査官
 - R5 現職

私たちにとっての仲間とは

挑戦を分かち合うことが できるチームメイト

Q1 現在の仕事の概要・職場の雰囲気は？



私たちは現在少年事件を担当しています。少年事件における調査官の役割は、少年が非行に至った経緯や背景等について調査を行うとともに、再非行防止のために、少年に対して働きかけを行うことです。



調査を行うに当たっては、関係機関から情報を収集し、非行に至った少年の課題について適切に仮説を立てることが重要です。私たちは「組」というチームで仕事をしており、仮説を検討する際、同じ組の他の調査官と意見交換することで、新たな気付きを得られることがあります。組の中では思ったことを気兼ねなく口に出すことができるという安心感がありますよね。



調査官は人の心を扱う仕事であり、より良い調査活動を行うためには調査官同士が相互に支え合うことが重要ですので、管理職として、組全体が話しやすい雰囲気になるように心掛けています。

Q2 仕事上ではどのように連携をとっていますか？



他の職種との連携も重要です。裁判官は事件を進める上での「司令塔」であり、調査から得られた情報や、これに基づく調査官の意見等について頻繁に情報共有しているほか、「手続のプロ」である書記官とも、相互に連携を図っています。



他にも、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関と連携を取ったり、少年の親と面談を行うなどして、皆で少年の立ち直りを支えるという意識を持って調査活動を行っています。

Q3 これからの目標は？



調査官との関わりが少年のその後の人生に少しでも役に立つようにという思いを持ちながら、今後も一つ一つの事件に真摯に向き合っていきたいです。



少年のプライバシーに踏み込んだ情報を扱う職種であるということ踏まえて、誠実に仕事に向き合うとともに、少年自身が立ち直りのきっかけをつかめるような働きかけができるように経験を積んでいきたいです。



社会情勢や技術革新による変化に対応しつつも、「少年に真正面から向き合う」という調査官の本質を見失わないように、組織としても個人としても努めていきたいです。



若手職員の声 裁判所事務官



私にとっての仲間とは

年齢の
垣根を超えた
頼れる存在



札幌家庭裁判所 裁判所事務官
R6 採用
出身学部 | 法律系学部

Q 就職先として裁判所を選んだのはなぜですか

A 人それぞれが異なる状況や事情を抱えるなかで、国民の方々が裁判手続を利用して紛争解決の糸口を見つけ、人生そのものについて考えることの一部を担えることが裁判所にしかない魅力と感じたからです。

Q 採用試験に向けて、
どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか

A 大学3年生の冬から本格的に勉強を始めて、年内は数的処理・文章理解を中心とした基礎能力試験の対策をし、年明けから法律科目の対策を行いました。一つの参考書を繰り返し解くことを意識し、裁判所の過去問にも取り組みました。

Q これからの目標を教えてください

A 謙虚さを忘れず、裏表のない人間性の高い職員になりたいと思います。また書記官に任官し、変化する社会や法律に柔軟に対応できる知識と経験を身に付け、裁判実務の最前線で活躍できるよう日々の業務、勉強に励みたいと思います。

若手職員の声 裁判所事務官

広島家庭裁判所 裁判所事務官
R6 採用
出身学部 | 人文学系学部

Q 就職先として裁判所を選んだのはなぜですか

A 司法という人々の人生に大きく関わる分野で、高度な専門性を活かして適切な司法サービスの提供に資することにやりがいを感じたからです。また説明会に参加すると、チームワークを重視する職場だと分かり、自身に合っていると考えたことも決め手となりました。

Q 採用試験に向けて、どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか

A 大学3年生の春から、大学の公務員講座を受講しました。一次試験までは過去問を覚えるほどに繰り返し解き、知識を定着させました。直前には論述試験の対策を重点的に行いました。一次試験後は、講座で実施されていた面接練習に参加しました。

Q これからの目標を教えてください

A 事件に主体的に取り組む書記官になることです。周囲の書記官は、事件の進行に関して様々な文献を調査して他の書記官と議論を交わしたり、裁判官と協議したりしており、その姿に憧れています。現在は書記官任官を目指して、入所試験に向けて日々勉強に励んでいます。



私にとっての仲間とは

補い合い、高め合う、
協働する関係

若手職員の声 家庭裁判所調査官補



名古屋家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
R6 採用
出身学部 | 心理系学部

Q 就職先として裁判所を選んだのはなぜですか

A 心理学を生かした仕事を探していたところ、家裁調査官の存在を知り、司法の世界で心理学等の知見を活用して少年の更生や家庭の紛争解決に携わるといふ、職務内容の専門性、独自性に魅力を感じたからです。
全国に多くの同期がいることも魅力の一つでした。

Q 採用試験に向けて、どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか

A 大学3年生の10月から公務員講座の心理職向けのコースを受講し、講師から助言を受けながら、数的処理、文章理解、心理学等を中心に問題集を何周もしていました。1月からは心理学の記述問題も解き始め、3月からは模擬面接を週に1回程度行っていました。

Q これからの目標を教えてください

A まずは調査官の任官に向け、事件ごとに専門的知見を学ぶこと、報告書作成や調査面接の技能を磨くことを心掛けています。そして、自分が関わったことにより、少年や家庭の紛争が少しでも良い方向に進むきっかけとなれるような調査官になりたいと思っています。



私にとっての仲間とは

自分に足りない部分を
教えてくれる存在

若手職員の声 家庭裁判所調査官補



私にとっての仲間とは

困難な道を
一緒に悩みながら
進んでくれる人

東京家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
R6 採用
出身学部 | 教育系学部

Q 就職先として裁判所を選んだのはなぜですか

A 子どもの未来を支える仕事に就きたいと考えていたところ、大学の授業で家裁調査官の仕事を知りました。非行を起こした少年や親の紛争下に置かれた子どもの声に耳を傾け、その声を丁寧に拾って更生や紛争解決につなげていくという仕事内容に魅力を感じました。

Q 採用試験に向けて、
どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか

A 試験の約1年前から筆記試験の勉強を始めました。専門試験の対策では、知識の定着と記述力の向上を図るために、答案作成の練習を中心に進めました。直前の4月からは模擬面接を複数回行い、志望動機や自分の経験を整理し、分かりやすく伝える練習をしました。

Q これからの目標を教えてください

A 日々の調査の中で、少年の更生や家庭の紛争解決に至る道は一つではなく、少年や当事者ごとに答えがあるのだと感じています。より良い解決方法を少年や当事者と一緒に探し続けることで、その人たちが前向きに歩み出す支えとなれる家裁調査官になりたいです。



裁判所の総合職



最高裁判所 事務総局総務局第三課係長
H26 採用

- 略歴
- H26 仙台地方裁判所裁判所事務官（採用）
 - H28 仙台家庭裁判所裁判所書記官
 - R7 現職

私にとっての仲間とは

目標を共有し、
自分を成長させて
くれる存在

法曹を目指して法律系の大学院に進学しましたが、徐々に組織の中で自らの力を発揮することに関心を持つようになり、法律の知識を生かせる組織において総合職として企画立案に関わる業務を行いたいと考え、裁判所の総合職を目指しました。

現在は、適正かつ迅速に裁判事務を進めるための内部規範を策定・運用する業務に携わっており、司法に対する信頼を維持していくことの重要性を日々感じています。

また、以前には、司法手続のデジタル化を下支えするデジタルインフラの構築・運用に携わり、出向先の官公庁においても国家的なデジタル施策に関わる機会を得るなど、様々な立場からデジタル化に携わり、微力ながらも司法手続へのアクセス拡大に貢献できたと感じています。

これからも、多様な知見・経験を持つ仲間とともに司法手続のデジタル化に取り組み、適正・迅速で利用しやすい司法手続の実現に尽力していきたいと考えています。

裁判所の総合職

最高裁判所 事務総局経理局用度課課長補佐
H20採用

- 略歴
- H20 最高裁判所裁判所事務官(採用)
 - H22 仙台地方裁判所裁判所書記官
 - H29 最高裁判所事務総局総務局専門職
 - H31 仙台地方裁判所主任書記官
 - R6 現職

「楽しそう」これが総合職に興味を持ったきっかけでした。総合職は様々な部署での経験を積みながら企画立案に携われる職種とのこと。実際に働いてみて「正にその通り」だと思います。現在は、裁判手続のデジタル化という裁判所を挙げて取り組んでいる一大プロジェクトに物的環境整備の観点から関与しており、裁判手続を進行・管理するためのシステムやデジタル化が進む法廷等で使用するIT機器の調達を担当しています。システムに新たな機能を追加したい、IT機器の整備と撤去を同時に行いたい等、日々相談が持ち込まれますが、全国の裁判所の裁判事務が少しでも良くなるように、係員や他の部署の協力も得ながら、契約内容や調達手法を工夫しています。

チーム一丸となって目標を成し遂げた時の達成感は格別ですし、何より自分達の仕事が全国の裁判所の裁判事務の役に立てたことに誇りを感じます。

これからも周囲と協力しながら、より良い裁判事務のための工夫や企画立案を重ねていきたいと思っています。

私にとっての仲間とは

「学び合い、
支え合い、
分かち合い」



裁判官

仙台地方裁判所 判事

刑事裁判では、裁判官は、事件を法廷で審理し、被告人の有罪・無罪や刑罰を決めます。予断や偏見を持たずに審理に臨み、公平公正な判断をするため、検察官や弁護士など訴訟関係人との事前の調整は、主に書記官が担い、事務官が補助します。法律の専門職であり、常に法廷に立ち会う書記官は、様々な場面で相談し合える心強いパートナーです。

また、一般の国民が参加する裁判員裁判では、裁判員のみなさまに安心して職務を全うしていただくため、書記官・事務官は、細やかに行き届いた準備や接遇を行っています。

このような書記官・事務官の仕事があって、裁判官は、法廷での手続や判断に集中し、力を発揮することができます。刑事裁判を通じて、社会正義の実現に少しでも貢献できるように、チームで、1つ1つの事件に真摯に取り組んでいます。そんな私たちの仲間になってくれる皆さんをお待ちしています。

私にとっての仲間とは

ともに歩む
かけがえのない
存在



裁判官

鹿児島家庭裁判所 判事

家庭裁判所では家族の問題や少年の非行事件という人生の転機に関わる事案を扱います。裁判官が当事者の未来を見据えた適正な判断をするためには、法的な視点だけでなく、問題の背景にある家族の事情や関係者の想いを深く理解する必要があります。そのために欠かせないのが家庭裁判所調査官による調査・調整です。

家事事件では、事案に応じた必要な事実を収集し、行動科学の知見から問題を分析・評価する

ことで、適正な判断の基盤を築きます。少年事件では、少年の心理や環境等を調査し、非行の要因を分析・評価することで、少年の更生に向けた最善の道を探ります。裁判官にとって、家庭裁判所調査官は、より良い解決を追求し、支え合う頼れる仲間です。

家族の在り方が多様化し、家族を取り巻く法制度が変革を続ける今、家庭裁判所の担う役割はますます重要になっています。家庭裁判所がその使命を果たすべく、共に協力し、支え合う仲間を心よりお待ちしております。

私にとっての仲間とは

共により良い
紛争解決を追求し、
支え合う存在



幹部職員 首席書記官

東京家庭裁判所 首席書記官

H1 採用

- 略歴
- H1 さいたま地方裁判所裁判所事務官(採用)
 - H3 さいたま地方裁判所裁判所書記官
 - H18 さいたま家庭裁判所主任書記官
 - H28 最高裁判所事務総局秘書課審査官
 - R7 現職

幹部職員になる時、当時の上司がかけてくれた言葉があります。「職員のためになる仕事をしなさい。」と。以来、「組織のため」ではなく、あえて「職員のため」と言われた意味について自問自答してきました。

次席書記官をしていた頃、限られた期間でオリジナルの成果物を複数作ることとなった時、活躍してくれたのは多くの若手職員でした。自主的にワーキンググループに分かれて検討を尽くした完成作は卓越した出来栄で、私はチームの底力に感服したものです。そして確信しました。あの時の言葉の意味、それは幹部職員が職員力を信じ、その力を最大限に発揮するためにサポートすること、それが組織を形作っていくということなのだ。デジタル化等変革の時期にある裁判所を真に国民から信頼される組織にしていくため、我々幹部職員も全力で課題に取り組んでいます。皆さんも裁判所でぜひ伸び伸びとその力を発揮してください。お待ちしております。

私にとっての仲間とは

信じ合い
支え合い
高め合い存在



幹部職員 首席家庭裁判所調査官

大阪家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官

H5 採用

- 略歴
- H5 福岡家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
 - H7 福岡家庭裁判所家庭裁判所調査官
 - H18 和歌山家庭裁判所田辺支部主任家庭裁判所調査官
 - R4 最高裁判所事務総局家庭局第三課長
 - R6 現職

「調査官の意見が的確で、家事調停がうまく進みましたよ。」裁判官をはじめ関係職種から家裁調査官の活躍ぶりを聞くのが、幹部職員にとって嬉しい瞬間の一つです。家裁調査官一人ひとりが、子どもに笑顔でいてほしい、将来に向けて一歩踏み出す人の力になりたいなど、大切にしたいものを持っていると思います。そして、自分が大切にしたいものを仕事の中で大切に

していくことができる、自分が実現したいことを真摯に追求して「いい仕事」をすること、家裁に求められる役割を果たすことが合致する、と思ってこの仕事を選んだ家裁調査官は多いと思っています。もちろん、「いい仕事」を実現するためには、チームで議論しながら力を合わせ、互いに研さんを積み、社会の変化に対応したより合理的な仕事の在り方を絶えず求めていかなくてはなりません。

皆が「いい仕事」ができる職場、そのための態勢や環境を整えるのが自らの責務だと思って日々取り組んでいます。

私にとっての仲間とは

大切にしたいものを
共有し合える人たち



外部機関への出向

裁判所には、外部での業務を通じ、より広い視野を得ることを目的とした出向制度があります。

最高裁判所 事務総局刑事局第二課調査員
H29 採用

- 略歴
- H29 東京高等裁判所裁判所事務官(採用)
 - H31 東京地方裁判所裁判所書記官
 - R6 民間企業に派遣
 - R7 現職

7万人の社員の「より働きやすい未来」を描く
——これが、民間企業に出向した私に託された
ミッションでした。

私は、この使命の達成に向け、役員と社員の対話
機会の創出、風通しのよい職場づくりを目指した
社員間の少人数交流イベントの運営、キャリア
開発セミナーの企画、さらには社内報の編集まで、

多岐にわたる業務に携わりました。

それは裁判所とはまた異なる世界。

民間企業の現場では、市場や時代の流れを敏感に
捉え、柔軟に対応していくことが一層求められま
した。新しい環境の中で、多様な立場や価値観に
向き合う多角的な視点、そして前例にとらわれず
物事を推進する力を身につけることができました。
現在、私は刑事裁判のデジタル化に向けた新シス
テムの開発に向けて、まさに前例がない挑戦の中
で他の職員と一緒にプロジェクトを進めていま
す。出向で得た「しなやかな推進力」を武器に、
今後は裁判のデジタル化のより良い未来に貢献
したいと思います。

私にとっての仲間とは

挑戦を
一緒に楽しめる
心強い味方



在外研究

裁判所には、国内における研修だけでなく、海外で裁判実務などの研究を行う在外研究制度があります。

最高裁判所 事務総局経理局総務課係長
H22 採用

- 略歴
- H22 東京家庭裁判所裁判所事務官(採用)
 - H26 甲府簡易裁判所裁判所書記官
 - R4 在外研究
 - R7 現職

ウェールズの大学で1年間、家族法の研究をしました。大学では、チューターである家族法の専門講師にサポートしていただきながら、授業を聴講したり、少人数制のゼミに参加しました。座学である程度知識を身につけた後は、現地裁判所を訪問し、裁判官にインタビューする等して、実務についての見聞を広めました。

現地裁判所でのインタビューを通じて、英国では事務改善のために新しい試みを行う際、“あらかじめ全ての問題を深く検討し、セットしてから着手する”というよりもむしろ、“とりあえずやってみて、フィードバックを行いながら軌道修正、改善していく”という姿勢が重視されているように感じました。

私も1年間の留学生活を通じて、失敗を恐れずに、とりあえず挑戦してみるといった姿勢や度胸が身に付いたように思います。

このマインドをこれからの仕事にも活かし、一緒に働く仲間と協力し、支え合いながら前に進んでいきたいと思っています。

私にとっての仲間とは

ともに支え ともに進む、
最高のクルー



ワークライフバランス

名古屋地方裁判所 裁判所書記官

H27採用

- 略歴
- H27 名古屋地方裁判所裁判所事務官(採用)
 - R3 名古屋地方裁判所豊橋支部裁判所書記官
 - R6 現職

次男が生まれたタイミングで、半年間の育児休業を取得しました。もともと職場から強い勧めがあったところ、子ども達の今しかない瞬間をできるだけ長くそばで過ごしたいという気持ちも相まって、取得を決めました。

妻の里帰り期間中の長男の育児や、次男が生まれてからの夜



泣きなど、育児は思っていたより10倍大変でした。しかし、一緒にご飯を食べたり、散歩したりと、家族と過ごす時間は思っていたより100倍充実していました。また、毎食自炊するようになり、趣味も増えました。

仕事と家庭の両立には、制度の整備はもちろん、最後は仲間の協力にも支えられるものだと実感しました。裁判官や管理職、同僚の書記官や事務官の皆さんのフォローもあって、育児休業復帰後もフルタイム勤務しつつ、保育園の送迎ができています。

今は限られた時間の中で仕事の質を維持しながらチームに貢献することを目指しています。

私にとっての仲間とは

「支え合う」
存在

Private
Time



仕事と家庭の両立支援制度

●産前・産後休暇

産前休暇は出産予定日の6週間前から出産日まで、産後休暇は出産した日の翌日から8週間を経過する日まで、それぞれ取得できる。

●配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間に、2日間の範囲内で取得できる。

●男性職員の育児参加休暇

妻の出産予定日の6週間前の日から、出産した日以後1年を経過するまでの間に、5日間の範囲内で取得できる。

●育児休業

3歳未満の子を養育する場合、配偶者の就業等の状況に関わらず、原則2回まで取得できる。

●子の看護等休暇

小学3年生までの子の看護や入学式等のために、年5日(子が2人以上の場合は10日)の範囲で取得できる。

●育児時間

未就学児を養育するために、1日につき2時間又は1年に10日相当の範囲で勤務時間を短くすることができる。

●フレックスタイム制

総勤務時間数を変えず、1日の勤務時間数・勤務時間帯を変更することができる。

●早出遅出勤務

始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げるなどして勤務することができる。

●配偶者同行休業

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を超えない範囲で取得できる。

●介護休暇

家族の介護を行う職員が、まとまった期間介護に専念するために、一定の期間取得できる。

など

ワークライフバランス

広島地方裁判所 主任書記官

H18 採用

- 略歴
- H18 山口地方裁判所周南支部裁判所事務官 (採用)
 - H20 岩国簡易裁判所裁判所書記官
 - R5 現職

私が管理職員に昇任したのは、子供が5歳と2歳のときでした。管理職員になったのは、組織の中で次のステップの役割が求められていると感じたからですが、育児時間を取得し、子供の体調不良で不在がちとなる管理職員が部下職員に受け入れられるのか、不安に思っていました。

実際には部下職員も含めみんなが育児の必要性を理解し、快くサポートしてくれます。特に夫が遠方に単身赴任となり、いわゆるワンオペとなってからは、今まで以上に家庭事情について気に掛け、「早く帰ってください。私がやっておきますよ。」



と声を掛けてくれます。

私自身もサポートされるばかりではなく、管理職員としての職責を全うし、みんなの役に立てるよう、できる限りのことをやる気持ちで仕事に取り組んでいます。

職員が様々な事情を抱えて働く中で、周囲のサポートが必要なこともあると思いますが、誰もが気持ちよく仕事ができる環境を管理職員として作っていきたいと思います。

Private Time

私にとっての仲間とは

同じ組織目標に
向かって互いに
サポートし合える存在



制度の利用状況 (令和5年度)

裁判所には、制度が設けられているだけでなく、制度を利用しやすい環境があります。男女・役割・部署を問わず、多くの職員が制度を利用し、それぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、活躍しています。

育児休業取得率【女性】

99.7%

育児休業取得率【男性】

82.4%

このうち75%が
1ヶ月超の育休を取得

仲間と共に学び、成長する



寮・談話スペース



裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある最高裁判所の研修機関で、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成のほか、裁判官以外の裁判所職員に対する職務能力向上のための様々な研修や各種の研究を行っています。裁判所職員総合研修所は、講義やグループ討議など、目的に応じて利用できる大小多数の教室のほか、面接演習室、模擬審判廷など、裁判所書記官や家庭裁判所調査官の専門職として必要な技能・技法を身に付け、力を伸ばすための様々な専用設備を備えており、全国から研修に集まる職員のための宿泊施設も敷地内に完備されています。また、ウェブ会議等のデジタルツールを活用したリモート研修など、時代に即応した機動的かつ柔軟な研修・研究方法を積極的に取り入れています。

食堂



寮・居室



採用後の研修 Off-JT

裁判所事務官

家庭裁判所調査官補

4月 フレッシュセミナー

採用直後に、裁判所職員として当面必要な知識を習得します。

4月～5月 新採用職員研修・総合職採用職員初任研修

裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。

翌年2月～3月

フォローアップセミナー

採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

裁判所職員総合研修所入所試験に合格した場合には、翌年度から同研修所で裁判所書記官養成課程を受けます。

家庭裁判所調査官
養成課程

Point

入所試験の一部免除

総合職試験（裁判所事務官）に最終合格して採用された場合は、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されます！
多くの先輩たちが、採用後2年目に裁判所書記官養成課程を受け、採用後3年目には、裁判所書記官として活躍しています。

*この他にも、官職やキャリアステージごとに様々な研修が用意されています。

大教室



講堂・体育館



家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたる養成課程で執務に必要な行動科学や法律等の理論及び実務について学び、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。



私にとっての仲間とは

新たな視点に
気付かせてくれる
存在

札幌家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

R6 採用

出身学部 | 法律系学部

家庭裁判所調査官養成課程には、裁判所職員総合研修所において、講義や模擬事例を活用した事例検討等の演習を通じて調査事務を学ぶ合同研修と、所属庁において、研修生が3人一組になり、指導担当者の下で実務に当たる実務修習があります。

合同研修では面接者としての心構えなど、基礎的な部分から学びました。また、研修生同士の討議では、各人が意見を出し合い多角的に検討することの大切さを学びました。

実務修習では、目の前の家族や少年に感情を揺さぶられることや、人生の大事な局面を左右する判断に関わることに難しさを感じますが、そのたびに指導担当者から指導を受けたり、同期に相談したりすることにより、新たな視点や助言を得て課題に向き合っています。特に、研修生同士でそれぞれの悩みやその解決方法を話し合うことで、短期間で多くの貴重な経験ができ、一人で研修を受けるよりも成長できていると感じています。

裁判所書記官養成課程 【第一部研修生】

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、翌年度から裁判所書記官養成課程で法律の理論、実務などについて学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。

裁判所書記官養成課程は、第一部と第二部に分かれており、法学部を卒業した職員は、第一部の課程(約1年)を履修します。法学部卒業以外の職員は、原則として第二部の課程(約2年)を履修し、基礎から学ぶことができます。



私にとっての仲間とは

同じ目標を持ち、
共に支えあう存在



京都地方裁判所 裁判所事務官

R6 採用

出身学部 | 法律系学部

裁判所書記官養成課程では、裁判所書記官として活躍するために必要な法律知識や調書作成等の実務知識・技能を身に付けるため、全国から集まる仲間と切磋琢磨しながら、日々学修に取り組んでいます。模擬記録を用いて課題を検討する実践的な講義も多く、大学での学びとは異なり、自ら考え、意見を述べる機会が豊富にあります。そのため、考えを相手に分かりやすく伝える力や多角的な視点を身に付けることができます。

また、研修生の質問に真摯に向き合ってくださいる教官との対話を重ねる中で、単なる知識の修得にとどまらず、知識が実務とどう結び付くのか深く理解できるため、現場で求められる思考力も養うことができます。

デジタル化の進展により裁判所も変化することが求められる中で、裁判所書記官として事務の効率化や改善策を主体的に考え、適正迅速な裁判の実現に貢献できるよう、研修を通じ、必要な法律・実務の知識・技能の修得に取り組んでいます。

裁判所書記官養成課程 [第二部研修生]

私たちにとっての仲間とは

一緒に悩み、
一緒に乗り越えようの支え

- (左) 仙台地方裁判所 裁判所事務官
R4 採用 出身学部 | 教育系学部
- (中) 佐賀地方裁判所 裁判所事務官
R2 採用 出身学部 | 文学系学部
- (右) 東京地方裁判所 裁判所事務官
H30 採用 出身学部 | 国際系学部



Q1 入所試験の勉強はどのようにしましたか。



法律の文章に不慣れだったので、文章を書く練習を意識して行いました。



裁判官が主催する勉強会に参加しながら、出勤前や週末に時間をつくって勉強しました。



私も勉強会で仲間が作成した答案を参考にしながら、勉強を進めました。

Q2 大学等で法律を専門的に学んでいないことで困ったことはありますか。



他の研修生と相談して解決することも多く、あまり困ったことはありません。



そうですね。少し悩んだ際も教官に相談すると、勉強の進め方も含めてアドバイスをいただけたので、すぐに解決できました。



私も教官から「どんな些細なことでも質問していいよ」と言われたので、分からないことは何でも聞くようにしています。

Q3 クラスの雰囲気や寮生活について教えてください。



講義の合間に週末の予定を話したり、講義でわからないところを気軽に相談し合ったりと、和気あいあいとした雰囲気です。



良い雰囲気です。仲間と一緒にだと研修も頑張れますよね。



寮には学習室があり、誰かいれば声をかけて一緒に勉強することもよくあります。また、スポーツなどをして気分転換するのも楽しみの一つです。



最高裁判所事務総局人事局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
TEL. 03-3264-8111(大代表)

<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>

🔍 裁判所 採用

検索



各種SNSで、説明会情報や職場紹介動画等も随時発信中！

X



YouTube



Instagram

